

令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン 個別接種促進のための協力金給付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進するため、予算の範囲内で、個別接種において所定の回数以上のワクチン接種を行った病院、診療所等に対し協力金を給付するものとし、その給付については、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「国の実施要綱」という。）、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱で、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 病院 医療法第1条の5第1項に規定される病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定される診療所をいう。
- (3) 個別接種 病院、診療所で行う新型コロナウイルスワクチン接種、および介護老人保健施設、特別養護老人ホームの入所者・通所者・従事者に対する新型コロナウイルスワクチン接種で、市町が設置する集団接種会場での新型コロナウイルスワクチン接種を除くもの。

(協力金の給付対象者)

第3条 この協力金は、集合契約方式により滋賀県内市町との委託契約を締結し、新型コロナウイルスワクチンの個別接種（以下「接種」という。）を実施する病院、診療所、介護老人保健施設および特別養護老人ホーム（以下「給付対象者」という。）のうち、国の実施要綱に基づき、所定の回数以上の接種を行った者に対し給付する。

2 協力金の金額は、別表1のとおりとする。

(協力金の申請)

第4条 協力金の給付を受けようとする給付対象者は、所定の様式による請求書および実績報告書を、知事に提出する。

2 前項の書類の提出期限は、知事が別に定める。

(申請内容の審査)

第5条 知事は、前条による給付対象者からの申請の正当性を担保するために必要な審査を行う。

- 2 第1項の審査により、著しい不合理があった場合などには、知事は、請求を行った給付対象者に対し、実績の照会および是正の対応を行う。
- 3 偽りその他不正な手段により、本協力金の給付を受けた又は受けようとした事実が判明した場合には、知事は警察の指導・協力のもと法的措置をとる。

(協力金の給付)

第6条 知事は、第5条による審査の結果、申請内容が適当と認められたときは、協力金を給付する。

- 2 協力金の給付方法・期日等は、知事が別に定める。

(協力金の給付等に関する周知等)

第7条 知事は、協力金の給付にあたり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日当の事業の概要について周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取り扱い)

第8条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から第4条に定める申請が行われなかった場合は、給付対象者が協力金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 知事が第5条第2項の規定による照会および是正の対応を行った場合において、実績の照会や是正の対応を求められた日から2週間以内に回答が提出されない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。
- 3 知事が第6条の規定による給付を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、協力金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者または偽りその他不正の手段により協力金の給付を受けた者に対し、給付を行った協力金の一部または全額の返還を求める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協力金の給付について必要な事項は、別に定める。

- 2 知事および給付対象者は、協力金の給付等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(別表1：第3条関係)

	給付要件	協力金単価
診療所	①令和4年4月1日～令和4年6月4日／令和4年6月5日～令和4年8月6日において、週に100回以上の接種を4週間以上行った場合	2,000円／回
	②令和4年4月1日～令和4年6月4日／令和4年6月5日～令和4年8月6日において、週に150回以上の接種を4週間以上行った場合	3,000円／回
	③令和4年4月1日～令和4年6月4日／令和4年6月5日～令和4年8月6日において、1日当たり50回以上の接種を行った場合	100,000円／日
病院	④令和4年4月1日～令和4年6月4日／令和4年6月5日～令和4年8月6日において、1日当たり50回以上の接種を行った場合	100,000円／日
	⑤令和4年4月1日～令和4年6月4日／令和4年6月5日～令和4年8月6日において、特別な体制を組んで※、1日50回以上の接種を週1日以上達成した週が4週間以上ある場合 ※通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合	【医師】 1人1時間当たり 7,550円 【看護師等】 1人1時間当たり 2,760円